

年末調整や確定申告に向けたご準備を

問い合わせは、桐生税務署（☎23 12 1 自動音声に従い「2」を選択）へ。

納税は期限内に

納税資金の準備をしましう。

税務関係団体連絡協議会は、期限内納税と納税資金の積み立てを推進しています。

各種説明会を行います

桐生税務署では、源泉徴収義務者を対象とした「年末調整説明会」、法人・個人事業者を対象とした「消費税軽減税率説明会」、個人を対象とした「決算説明会」および個人の課税事業者を対象とした「消費税説明会」を開催します。

「決算説明会」および「消費税説明会」では、消費税の軽減税率についての説明もを行います。
申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

年末調整説明会

△源泉徴収義務者▽
期日 11月14日（水）
時間 午後1時～3時

場所 市民文化会館4階スカイホール

消費税軽減税率説明会

△法人・個人事業者▽

期日 11月14日（水）
時間 午後3時10分～4時10分

場所 市民文化会館4階スカイホール

決算説明会

△事業所得者・不動産所得者▽

期日 12月12日（水）
時間 午後1時30分～4時

場所 市民文化会館4階スカイホール

△農業所得者▽

期日 12月18日（火）
時間 午後3時～5時

消費税説明会

△個人事業者▽

期日 12月13日（木）
時間 午後1時30分～4時
場所 市民文化会館4階スカイホール

税務関係書類には

マイナンバーの記載が必要で

申告書などの税務関係書類には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。また、書類の提出の際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。忘れずにご準備ください。

e・Taxの利用手続きがより便利になります

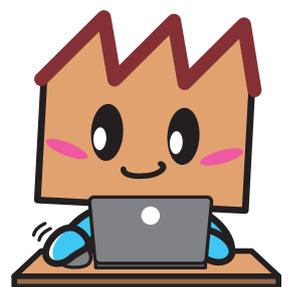
平成31年1月からは、従来のカードを使用する方式に加え、ID・パスワードを使用する方式が利用できるようになります。この方法により、電子署名とICカードリーダーイタを持つていない人も、e・Taxで確定申告ができます。

このID・パスワード方式を利用するには、事前に利用開始の届け出が必要です。運転免許証などの本人確認書類と利用者識別番号の分かる書類（初めてe・Taxを

利用する人は不要）を持参のうえ、税務署にお越しください。

また、今年は決算説明会の会場で、ID・パスワード方式の利用開始の届け出を受け

付けますので、この機会にぜひ、ご利用ください。



キノピー

税を考える週間

毎年11月11日から17日までは、「税を考える週間」です。期間中の活動や国税に関する情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

税に関する無料相談

関東信越税理士会が、「税を考える週間」に合わせて行います。複雑な相談や税務申告書の作成などは有料となる場合もあります。

期日＝11月12日（月）

時間＝午前10時～午後4時

場所＝市内の税理士事務所※事前に電話してください。

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部（☎52 - 2677）へ。

年末調整・確定申告に必要です

社会保険料（国民年金保険料）控除 証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料の控除の対象になります。

1月1日から12月31日まで

に納付した保険料全額のほか、過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、

年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

1月1日から10月1日まで

に国民年金保険料を納めた人
には、11月上旬に日本年金機構から国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます。

10月2日から12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納めた人に対する証明書は、翌年の2月上旬に郵送されます。

申告書の提出の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎442311）へ。

大法人の電子申告が義務化されます

平成32年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人（資本金が1億円超の法人など）が行う法人市民税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されます。

詳しくは、eLTAXホームページ（http://www.eltax.jp/）をご覧ください。

問い合わせは、税務課諸税担当（☎内線223）へ。

建物を取り壊したら必ず届け出を

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税します。

平成30年中に建物の全部か一部を取り壊したときは、滅失届を提出してください。12月31日までに取り壊した建物には、翌年度から固定資産税が課税されません。

また、店舗や工場などから住宅に利用状況が変わった場合などは、固定資産税の算定方法が変わることがありますので届け出てください。

問い合わせは、税務課家屋担当（☎内線232・233）へ。

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

配偶者控除・配偶者特別控除が見直され、平成31年度の市民税・県民税から適用されます。問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226・227・228）へ。

所得金額に対する控除額一覧

今回の見直しの適用により、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者（扶養する人）は、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。

右表のとおり、配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、変更なく38万円以下です。

合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者について、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下のとき、配偶者特別控除の適用を受けられます。

	配偶者の合計所得金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	38万円以下（70歳未満）	33万円	22万円	11万円	-
	38万円以下（70歳以上）	38万円	26万円	13万円	-
配偶者特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	-
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	-
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	-
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	-
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	-
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	-
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	-
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	-
	123万円超	-	-	-	-